

FC CIERVO MDH規約

(名 称)

第1条 本団体は、フットボールクラブCIERVO MDH（以下、「FC CIERVO」という。）という。

(事務所)

第2条 本団体の主たる事務所を兵庫県朝来市生野町に置く。

2 このクラブは、前項のほか、その他の事務所を兵庫県神戸市に置く。

(目 的)

第3条 本団体は、サッカーを通して朝来市及び近隣市町の子ども達が友情を深め、とりまくすべてのの方々に感謝の気持ちをもってプレーすることを大切にし、一人ひとりが魅力的なプレーができるよう、また、仲間のミスにもお互いに寛容になることにより、チームに自由な発想を生み、クラブを魅力的な集団へと成長させるとともに子ども達の成長を促し、青少年の健全育成、社会教育活動の推進などに寄与することを目的とする。

(構 成)

第4条 本団体は代表、監督及びコーチ（以下、「指導者」という。）並びに登録している登録選手（以下、「選手」という。）と、その保護者及びスクール生（以下、「会員」という。）で組織する。

(入 団)

第5条 本団体に入団できる者は、入会者の地域、性別及び経験を問わず、選手は中学生、スクール生は中学生及び小学生とし、申込は必ず保護者の同意を必要とする。

(退 団)

第6条 次のことを守らない会員は、退団を申し渡すことがある。

- (1) 規約や決まり、心得を守らない時
- (2) 本団体への活動参加がない時
- (3) その他、本団体や会員の名誉を著しく傷つけた時

(活 動)

第7条 本団体は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 定期的な練習活動及び試合（練習試合を含む。）
- (2) 県、市、その他主催のスポーツ活動への参加
- (3) 奉仕活動
- (4) その他、本団体の目的達成に必要な活動

(役 員)

第8条 本団体を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 監督 1名
 - (3) コーチ 若干名
 - (4) 保護者会代表（別に定める）
- 2 保護者会代表については、保護者会が必要と認める場合に置くことができる。
- 3 代表が必要と認める場合は、事務局担当を保護者から選任することができる。

(役員の承認)

第9条 前条の役員のうち、保護者会代表については保護者の総意により必要があれば選出し、総会によって承認を受ける。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第11条 会議は役員会及び総会等とする。

- 2 会議は、役員の必要に応じ開催し、活動や運営等について協議決定する。

(経費及び会計年度)

第12条 本団体の運営経費は、入会金、会費、寄付金、助成金及び事業収入等をもってこれに充てる。

2 会計年度は毎年4月1日から始まり3月末日に終わる。

(会 費)

第13条 本団体の会費は選手1人につき、年会費15,000円(入会年度は免除とする。)及び月会費は1ヶ月4,000円とする。

2 スクール生については、月会費は1ヶ月2,000円とし月8回程度まで練習に参加することができる。

3 納入された年会費及び月会費については、原則として返還しないものとする。

(入会金等)

第14条 本会の入会に際して年度当初、年度中途に関わらず入会金として1人につき15,000円とし、納入された入会金については、いかなる理由であっても返還しないものとする。

2 その他、登録料、保険料、ユニフォーム費用、練習着、交通費等の必要経費の実費については別途徴収する。

3 スクール生について、前項の必要経費の実費が発生した場合は別途徴収する。

(費用弁償)

第15条 協会開催の評議会等の会議及び公式戦・カップ戦の運営、練習試合、講習会等(以下、「試合等」という。)及び通常練習に出席する指導者に対して、費用弁償として次の金額を支給することができる。また、昼食が必要な場合は次の各号とは別に1日500円を支給することができる。

(1) 試合等 朝来市外及び神河町外 2,000円/日(自分の車の場合)

朝来市外及び神河町外 500円/日(他者の車の場合)

朝来市内及び神河町内 500円/日

(2) 通常練習 500円/日

2 協会開催の評議会等の会議、公式戦の運営等に指導者の代わりとして出席する本団体に所属する保護者に対して、費用弁償として次の金額を支給することができる。

(1) 朝来市外及び神河町外 2,000円/日

3 宿泊については、指導者は9,000円、保護者は5,000円を限度に費用弁償として実費を支給することができる。

4 代表並びに監督が必要と認めた場合は第1項から第3項の他にも支給することができる。

(慶弔規定)

第16条 必要と認められる場合は、代表並びに監督の判断により支出することができる。

(改 廃)

第17条 本規約を改廃する場合は役員会又は総会に付議しなければならない。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から適用する。